

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月8日
【四半期会計期間】	第72期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	セイコーエプソン株式会社
【英訳名】	SEIKO EPSON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 碓井 稔
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 （同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
【電話番号】	0266（52）3131（代表）
【事務連絡者氏名】	広報IR部長 花岡 敏雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

決算年度	平成24年度 第1四半期 連結累計期間	平成25年度 第1四半期 連結累計期間	平成24年度
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(百万円)	186,360	220,188	851,297
経常利益又は経常損失() (百万円)	16,483	4,846	17,629
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (百万円)	34,467	125	10,091
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	43,607	11,156	15,413
純資産額(百万円)	202,112	268,600	258,806
総資産額(百万円)	692,623	789,672	778,547
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	192.67	0.70	56.41
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	29.0	33.8	33.0
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	7,792	15,009	42,992
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	13,401	9,118	39,511
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	9,286	4,755	21,298
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	114,440	190,673	184,639

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 平成25年度第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。平成24年度第1四半期連結累計期間および平成24年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、1株当たり四半期(当期)純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、エプソングループ（当社および当社の関係会社を指し、以下「エプソン」という。）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて変更があった事項は、次のとおりです。なお、変更箇所は下線で示しており、変更箇所の前後について記載を一部省略しています。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在においてエプソンが判断したものであります。

(18) 重要な訴訟について

(前略)

ドイツでは、PCやプリンターなどのデジタル機器が著作物の複製を可能にしているとして、著作権者に代わり著作権料を徴収する団体であるVerwertungsgesellschaft Wort（以下「VG Wort」という。）が、デジタル機器を輸入販売する各社に対して著作権料の支払いを求める一連の訴訟を提起しています。

エプソンにおいては、シングルファンクションプリンターについて、平成16年1月に当社の連結子会社であるEpson Deutschland GmbH（以下「EDG」という。）が、VG Wortにより著作権料の支払いを求める民事訴訟を提起されました。

(中略)

その後、平成23年7月に連邦最高裁判所は、本件を欧州司法裁判所に付託する手続をとり、平成24年10月から審理が開始されましたが、平成25年6月に欧州司法裁判所は、EU加盟国がプリンターやPCの製造業者に対して著作権料を課すことを認める旨の判断を示しました。今後、ドイツの裁判所において再度審理が行われる予定です。

なお、エプソンを含む各企業および業界団体は、こうした著作権料の適用範囲の拡大に反対の姿勢を示しております。

(後略)

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結などはありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における経済環境を顧みますと、下げ止まりの兆しがみられたものの、全体として景気は弱い回復となりました。地域別では、米国では失業率低下や個人消費の伸び拡大などの押し上げ要因により緩やかな回復となりました。欧州においては、失業率の上昇が見られ総じて弱い動きでしたが、生産や輸出では底堅い動きがあるなど、景気下げ止まりの兆しもみられました。アジアにおいては、中国は景気の拡大テンポが依然緩やかなものとなったほか、インドでは引き続き緩やかな減速となりました。その他のアジア諸国においては、ASEAN地域では内需を中心として持ち直した一方、韓国や台湾では足踏み状態となりました。日本では、円安効果による輸出環境の改善や各種政策効果などもあり、景気は着実な持ち直しとなりました。

エプソンの主要市場においては、以下のとおりとなりました。

インクジェットプリンターの需要は、欧州や日本で縮小した一方で、米州については下げ止まりの傾向が見られました。大判インクジェットプリンターは、低価格帯モデルは好調であった一方で、高価格帯モデルの需要は企業の投資抑制が影響し低迷しました。ドットマトリクスプリンターは、米国・欧州・日本の市場が縮小傾向となった一方で、中国ではインフラ投資による増加傾向が見られました。POSシステム関連製品においては、米州の中小規模小売店向けや東南アジア向けでは設備投資が回復基調にあり好調に推移した一方、欧州では引き続き景気低迷により投資が抑制されており、力強さは見られませんでした。プロジェクターは、日本・米州・亜州では安定的な需要がみられた一方で、欧州では景気減速に伴う投資予算の削減により需要が低迷しました。

電子デバイス製品の主要なアプリケーションについては、商品ジャンルにより好不調が分かれまじました。携帯電話端末は、従来型は減速が続きましたが、スマートフォンは引き続き拡大しました。PC市場は、タブレット型が引き続き好調でしたが、ノート型やデスクトップ型は縮小しました。デジタルカメラ市場は、コンパクトレンズ一体型が引き続き低迷し、一眼レフやミラーレス式タイプの需要についても力強さは見られませんでした。

精密機器製品に関連する市場では、ウオッチは日本や亜州での需要がけん引して、拡大傾向となりました。ロボットは中国や台湾を中心に需要が増加した一方で、ICハンドラーは半導体市場の投資が再開したものの需要回復には至りませんでした。

エプソンは、平成24年3月に「SE15後期 中期経営計画」（2012年度～2014年度）を策定し、長期ビジョン「SE15」で掲げた戦略の基本的な方向性を維持しつつ、売上高の成長を前提とした利益成長計画を開始しましたが、想定以上に厳しい事業環境が続いたことなどにより、2012年度前半において二度にわたる業績予想の下方修正を余儀なくされることとなりました。

このような状況を踏まえ、エプソンでは、「SE15後期 中期経営計画」で定めた戦略の有効性や業績目標の合理性について検証・見直しを行い、平成25年3月に改めて「SE15後期 新中期経営計画」（2013年度～2015年度、以下「新中期経営計画」という。）を策定しました。新中期経営計画の3カ年においては、「SE15」の方向性は変更することなく、「売上高成長を過度に追わず、着実に利益を生み出すマネジメントの推進」を基本方針とし、安定的な利益およびキャッシュの創出を最優先した経営を行ってまいります。そのために、既存事業領域では商品構成の見直しとビジネスモデルの転換を図り、新規事業領域では積極的な市場開拓に取り組む方針です。そして、エプソンは、2016年度からの次期中期経営計画において、「コンシューマー向けの画像・映像出力機器中心の企業」から「プロフェッショナル向けを含む新しい情報ツールや設備をクリエイティブし、再び力強く成長する企業」へと脱皮することを目指し、新中期経営計画の3カ年ではその基礎を築き、着実に歩みを進めてまいります。

なお、当第1四半期連結累計期間の米ドルおよびユーロの平均為替レートはそれぞれ98.76円および128.95円と前年同期に比べ、米ドルでは23%の円安、ユーロでは25%の円安で推移しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は220,188百万円（前年同期比18.2%増）、営業利益は8,010百万円（前年同期は16,117百万円の営業損失）、経常利益は4,846百万円（前年同期は16,483百万円の経常損失）、四半期純利益は125百万円（前年同期は34,467百万円の四半期純損失）となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりです。なお、当第1四半期連結会計期間より従来のセグメント区分の一部を分割・新設しております。主な変更点は、従来の情報関連機器事業セグメント、デバイス精密機器事業セグメント、全社費用に含まれていたFA機器・産業機器・センシングシステム機器などを分割し、センサー産業機器事業セグメントとして新設していることです。また、前連結会計年度においてデバイス精密機器事業セグメントに含まれていた光学事業については、事業譲渡にともない全社費用に含めております。

(情報関連機器事業セグメント)

プリンティングシステム事業の売上高は増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

インクジェットプリンターは、本体についてはインクカートリッジモデルが数量減少となったものの、為替による増収影響、平均販売単価の上昇、大容量インクタンク付きモデルの数量増加などにより全体としては売上増加となりました。また、消耗品についても為替による増収や数量増加効果により売上増加となりました。大判インクジェットプリンターは、景気の先行き不透明感による企業の経費削減の影響を受け本体・消耗品ともに数量減少となりましたが、為替による増収影響や平均販売単価の上昇により売上増加となりました。ページプリンターは、高付加価値製品を中心とした販売に注力し数量減少となった結果、売上減少となりました。ドットマトリクスプリンターは、数量減少となったものの、為替による増収影響や平均販売単価の上昇により売上増加となりました。POSシステム関連製品は、為替による増収影響や米州を中心とした数量増加により売上増加となりました。

ビジュアルコミュニケーション事業の売上高は増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

ビジネス向け液晶プロジェクターは、主に米州での需要回復により数量増加となったほか、平均販売単価の上昇などがありました。一方、ホームシアター向け液晶プロジェクターは、欧州での競争激化などにより数量減少となりました。ビジュアルコミュニケーション事業全体では、為替による増収影響のほか、ビジネス向け液晶プロジェクターの平均販売単価の上昇や数量増加が寄与して売上増加となりました。

情報関連機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、為替による増益影響に加え、各製品の利益増加により増益となりました。

以上の結果、情報関連機器事業セグメントの売上高は180,582百万円（前年同期比23.1%増）、セグメント利益は15,862百万円（前年同期は6,077百万円のセグメント損失）となりました。

(デバイス精密機器事業セグメント)

マイクロデバイス事業の売上高は減少となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

水晶デバイスは、為替による増収影響があったものの、主に音叉型とATでの価格下落によりその効果が打ち消されました。半導体は、為替による増収影響を受けたものの、MCU（マイクロコントローラユニット）の価格下落などが影響し、売上減少となりました。

プレジジョンプロダクツ事業の売上高は、ウオッチの高級品増加による平均販売単価の上昇効果や為替による増収影響などにより増加となりました。

デバイス精密機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、セグメント全体で為替による増益効果を受けたほか、水晶デバイスの費用削減効果もあり増益となりました。

以上の結果、デバイス精密機器事業セグメントの売上高は36,978百万円（前年同期比1.2%増）、セグメント利益は4,028百万円（同83.3%増）となりました。

(センサー産業機器事業セグメント)

センサー産業機器事業セグメントの売上高は増加となりました。製品別の内容は以下のとおりです。

FA機器では、ロボットはアジアや米州向けの受注増により売上増加となり、ICハンドラーについてもスマートフォン向け半導体業界からの受注増があり売上増加となりました。

センサー産業機器事業セグメントのセグメント利益につきましては、ロボット・ICハンドラーの増益効果により損失が減少となりました。

以上の結果、センサー産業機器事業セグメントの売上高は3,637百万円（前年同期比34.6%増）、セグメント損失は2,168百万円（前年同期は2,637百万円のセグメント損失）となりました。

(その他)

当第1四半期連結累計期間における、その他の売上高は254百万円（前年同期比8.1%減）、セグメント損失は93百万円（前年同期は64百万円のセグメント損失）となりました。

(調整額)

報告セグメントに帰属しない新規事業および基礎研究に関する研究開発費や本社機能に係る費用を中心とした販売費及び一般管理費の計上などにより、報告セグメントの利益の合計額との調整額が 9,618百万円（前年同期の調整額は 9,535百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、15,009百万円の収入（前年同期は7,792百万円の支出）となりました。これは、税金等調整前四半期純利益が3,236百万円であったのに対し、賞与引当金の減少5,880百万円、法人税等の支払3,359百万円、訴訟関連損失に伴う支払2,073百万円などによる減少要因があった一方で、仕入債務の増加15,685百万円、減価償却費の計上10,020百万円などによる増加要因があったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形・無形固定資産の取得による支出9,651百万円などにより、9,118百万円の支出（前年同期は13,401百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の純減3,302百万円や配当金の支払1,252百万円があったことなどにより、4,755百万円の支出（前年同期は9,286百万円の支出）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の現金及び現金同等物の四半期末残高は190,673百万円（前年同期は114,440百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、エプソンが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めており、その内容など（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は、次のとおりであります。

基本方針の概要

当社は、当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

当社は、企業価値や株主共同の利益を確保・向上させていくためには、役職員が一体となって価値創造に向けて取り組むことや、創業以来の風土を大切にしながら創造と挑戦を続けていくこと、お客様の信頼を維持・獲得していくことが不可欠と考えております。

しかし、株式の大量取得行為のなかには、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも存在します。当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相応な手段をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

基本方針の実現に資する取組みの概要

1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成21年3月に、平成27年（2015年）におけるエプソンのありたい姿を描いた長期ビジョン「SE15」を定めるとともに、ビジョンの実現に向けて、諸施策を実施してきました。しかしながら、平成24年度は想定以上に厳しい事業環境が続いたことなどから、当初定めた戦略の有効性や業績目標の合理性について見直しを行うこととし、その結果、平成25年3月に、平成25年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画を策定しました。

本計画では、既存事業領域においては商品構成の見直しとビジネスモデルの転換を、新規事業領域においては積極的な市場開拓を進めていきます。そして、「コンシューマー向けの画像・映像出力機器中心の企業」から、「プロフェッショナル向けを含む新しい情報ツールや設備をクリエイイトし、再び力強く成長する企業」へと脱皮することを目指し、着実に歩みを進めていきます。

2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年6月25日の定時株主総会における株主の皆様のご承認のもと、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「当初プラン」という。）を導入しました。その後、当初プランが有効期間満了を迎える平成23年6月20日の定時株主総会において、当初プランの内容を一部変更したうえで更新することについて株主の皆様のご承認をいただきました（以下、更新後のプランを「本プラン」という。）。

本プランは、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間および情報を確保するとともに、株主の皆様のために、大量買付者と協議交渉などを行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止することを目的としております。具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株券等の買付または公開買付けを実施しようとする買付者に、意向表明書ならびに株主の皆様への判断および特別委員会の評価・検討などのため必要かつ十分な情報を事前に当社取締役会へ提出すること、本プランに定める手続きを遵守することを求めています。そのうえで、当該買付行為が、本プランに従わない場合や、当社

の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると判断された場合は、当該買付行為を阻止するための対抗措置を発動するプランとなっております。

一方、当社取締役会は、対抗措置の発動について、取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者などから構成される特別委員会の判断を経ることとしております。特別委員会は、買付内容の検討、当社取締役会への代替案などの情報の請求、株主の皆様への情報開示、買付者との交渉などを行います。特別委員会は、対抗措置発動の要否を当社取締役会に勧告し、当社取締役会はその勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動に関する決議を速やかに行うこととしております。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記 1)に記載した取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入（更新）されたものであり、上記に記載した基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで導入（更新）されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、当社経営陣から独立性の高い者のみから構成される特別委員会が設置されており、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が導入（更新）から約3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるエプソンの研究開発活動の金額は11,183百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、エプソンの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	607,458,368
計	607,458,368

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月8日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	199,817,389	199,817,389	東京証券取引所市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	199,817,389	199,817,389		

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成25年4月1日～平成25年6月30日	-	199,817,389	-	53,204	-	84,321

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 20,925,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 178,770,400	1,787,704	-
単元未満株式	普通株式 121,489	-	-
発行済株式総数	199,817,389	-	-
総株主の議決権	-	1,787,704	-

(注)「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
セイコーエプソン株式会社	東京都新宿区西新宿2-4-1	20,925,500	-	20,925,500	10.47
計	-	20,925,500	-	20,925,500	10.47

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）および第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	106,678	120,224
受取手形及び売掛金	132,289	130,130
有価証券	70,012	62,513
商品及び製品	95,853	103,182
仕掛品	45,677	45,201
原材料及び貯蔵品	21,998	23,446
その他	2 48,347	2 46,789
貸倒引当金	1,399	1,544
流動資産合計	519,457	529,944
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	395,133	397,177
機械装置及び運搬具	420,835	426,139
工具、器具及び備品	162,368	167,704
その他	56,450	56,645
減価償却累計額	817,398	831,589
有形固定資産合計	217,388	216,077
無形固定資産		
投資その他の資産	13,368	13,600
投資その他の資産		
投資その他の資産	28,380	30,097
貸倒引当金	47	47
投資その他の資産合計	28,332	30,050
固定資産合計	259,089	259,728
資産合計	778,547	789,672

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	57,249	71,554
短期借入金	53,626	51,700
1年内償還予定の社債	-	20,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000	75,000
賞与引当金	13,035	7,288
製品保証引当金	7,624	8,029
その他	120,151	116,588
流動負債合計	326,688	350,161
固定負債		
社債	90,000	70,000
長期借入金	52,500	52,500
退職給付引当金	29,304	29,677
訴訟損失引当金	2,159	2,298
製品保証引当金	652	637
リサイクル費用引当金	577	590
その他	17,858	15,205
固定負債合計	193,052	170,910
負債合計	519,740	521,071
純資産の部		
株主資本		
資本金	53,204	53,204
資本剰余金	84,321	84,321
利益剰余金	179,305	178,178
自己株式	20,453	20,454
株主資本合計	296,376	295,249
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,621	3,238
繰延ヘッジ損益	1,911	978
為替換算調整勘定	40,342	30,944
その他の包括利益累計額合計	39,631	28,685
少数株主持分	2,061	2,036
純資産合計	258,806	268,600
負債純資産合計	778,547	789,672

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	186,360	220,188
売上原価	150,850	158,580
売上総利益	35,509	61,607
販売費及び一般管理費	₁ 51,627	₁ 53,597
営業利益又は営業損失()	16,117	8,010
営業外収益		
受取利息	227	349
その他	1,093	1,110
営業外収益合計	1,320	1,460
営業外費用		
支払利息	742	665
為替差損	633	3,714
その他	310	244
営業外費用合計	1,685	4,624
経常利益又は経常損失()	16,483	4,846
特別利益		
受取賠償金	-	₂ 741
その他	6	57
特別利益合計	6	798
特別損失		
訴訟関連損失	₃ 13,320	₃ 1,801
その他	2,144	607
特別損失合計	15,465	2,408
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	31,942	3,236
法人税等	2,496	3,141
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	34,438	95
少数株主利益又は少数株主損失()	28	29
四半期純利益又は四半期純損失()	34,467	125

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	34,438	95
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,071	616
繰延ヘッジ損益	2,197	932
為替換算調整勘定	10,273	9,476
持分法適用会社に対する持分相当額	20	36
その他の包括利益合計	9,168	11,061
四半期包括利益	43,607	11,156
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	43,570	11,071
少数株主に係る四半期包括利益	36	85

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	31,942	3,236
減価償却費	9,008	10,020
持分法による投資損益(は益)	12	23
のれん償却額	218	202
貸倒引当金の増減額(は減少)	60	72
賞与引当金の増減額(は減少)	951	5,880
製品保証引当金の増減額(は減少)	844	121
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,559	38
受取利息及び受取配当金	341	453
支払利息	742	665
為替差損益(は益)	458	229
固定資産売却損益(は益)	26	103
固定資産除却損	258	18
訴訟関連損失	13,320	1,801
売上債権の増減額(は増加)	19,151	1,249
たな卸資産の増減額(は増加)	12,578	1,951
未払消費税等の増減額(は減少)	994	471
仕入債務の増減額(は減少)	403	15,685
その他	3,143	3,626
小計	4,950	20,371
利息及び配当金の受取額	1,129	472
利息の支払額	520	402
訴訟関連損失の支払額	-	2,073
法人税等の支払額	3,451	3,359
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,792	15,009
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	0	0
有形固定資産の取得による支出	12,569	8,095
有形固定資産の売却による収入	49	240
無形固定資産の取得による支出	1,098	1,556
その他	216	292
投資活動によるキャッシュ・フロー	13,401	9,118
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	14,232	3,302
長期借入金の返済による支出	1,000	-
社債の償還による支出	20,000	-
リース債務の返済による支出	108	97
自己株式の取得による支出	0	0
配当金の支払額	2,325	1,252
少数株主への配当金の支払額	84	102
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,286	4,755
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,109	4,899
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	35,589	6,034
現金及び現金同等物の期首残高	150,029	184,639
現金及び現金同等物の四半期末残高	114,440	190,673

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
連結の範囲の重要な変更 (減少1社) ・清算によるもの PT Epson Toyocom Indonesia

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 有形固定資産の減価償却方法の変更 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、当社および国内連結子会社は、従来、定率法(平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。 当社および国内連結子会社は、「SE15後期 新中期経営計画」の策定を契機に、有形固定資産の減価償却方法について検討した結果、プリンティング領域でのマイクロピエゾ技術のあらゆる印刷領域への展開、競争力強化実現のための小型プラットフォームの全面展開によって設備の汎用性が高まることから生産設備の稼働が平準化する見込みであります。また、デバイス精密領域での水晶事業、半導体事業の機能統合による体質強化や当領域の事業規模の適正化による生産性改善を推進した結果、今後、生産設備の稼働が平準化する見込みであります。これらの事業構成および設備使用計画の変化にとまない、生産設備は長期安定的に使用されることが見込まれるため、定額法を採用し均等に費用配分を行うことが事業特性をより適切に反映するものと判断したものであります。 なお、これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。
(会計上の見積りの変更) 有形固定資産の耐用年数の変更 当社および国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より、一部の有形固定資産の耐用年数を変更しております。この変更は、減価償却方法の変更を契機に、生産設備について、使用年数、投資回収期間等を総合的に検討し、生産実態に応じた耐用年数に見直したものであります。 なお、これによる四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務

正規従業員の住宅金融・住宅財形融資制度による銀行からの借入金等に対して保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
正規従業員	391百万円	362百万円

2. 現先取引の担保として自由処分権のある有価証券を受け入れており、時価は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
有価証券	7,997百万円	7,997百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
給料手当	18,161百万円	20,300百万円
研究開発費	4,958	4,245

2. 東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する損害について、当社と東京電力株式会社との間で締結いたしました合意書に基づく賠償によるものです。

3. 主として液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に関する訴訟の和解によるものです。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	100,492百万円	120,224百万円
有価証券勘定	10,010	62,513
貸付金(現先運用)	4,000	8,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	52	51
償還期限が3ヶ月を超える有価証券	10	13
現金及び現金同等物	114,440	190,673

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,325	13	平成24年3月31日	平成24年6月21日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,252	7	平成25年3月31日	平成25年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額		四半期連 結損益計 算書計上 額
	情報関連 機器事業	デバイス 精密機器 事業	センサー 産業機器 事業	計			全社費用 (注)2	セグメン ト間取引 消去	
売上高									
外部顧客への売上高	146,565	34,361	2,674	183,600	161	183,761	2,598	-	186,360
セグメント間の内部売上高又は振替高	100	2,163	28	2,292	115	2,407	2	(2,409)	-
計	146,665	36,524	2,702	185,892	276	186,169	2,600	(2,409)	186,360
セグメント利益又は損失() (営業利益)	6,077	2,197	2,637	6,517	64	6,582	9,557	21	16,117

(注)1. 「その他」の区分は、グループ向けサービスを手がける子会社等から構成されております。

2. 「全社費用」は、主に報告セグメントに帰属しない新規事業および基礎研究に関する研究開発費や本社機能に係る費用であります。なお、前連結会計年度において「デバイス精密機器事業」に含まれていた光学事業については、事業譲渡にともない「全社費用」に含めております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額		四半期連 結損益計 算書計上 額
	情報関連 機器事業	デバイス 精密機器 事業	センサー 産業機器 事業	計			全社費用 (注)2	セグメン ト間取引 消去	
売上高									
外部顧客への売上高	180,501	35,828	3,614	219,943	154	220,098	90	-	220,188
セグメント間の内部売上高又は振替高	81	1,150	23	1,255	99	1,355	33	(1,388)	-
計	180,582	36,978	3,637	221,198	254	221,453	123	(1,388)	220,188
セグメント利益又は損失() (営業利益)	15,862	4,028	2,168	17,722	93	17,628	9,656	38	8,010

(注)1. 「その他」の区分は、グループ向けサービスを手がける子会社等から構成されております。

2. 「全社費用」は、主に報告セグメントに帰属しない新規事業および基礎研究に関する研究開発費や本社機能に係る費用であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結会計年度より、管理体制の見直しにより、「情報関連機器事業」と「デバイス精密機器事業」の2区分から、「センサー産業機器事業」を加えた3区分に変更しております。

前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間については変更後の区分方法により作成しております。

なお、報告セグメントに属する主要な製品およびサービスは次のとおりであります。

報告セグメント	主要商品等
情報関連機器事業	インクジェットプリンター、ページプリンター、商業用インクジェットプリンター、ドットマトリクスプリンターおよびそれらの消耗品、カラーイメージスキャナー、ミニプリンター、POSシステム関連製品、液晶プロジェクター、液晶プロジェクター用高温ポリシリコンTFT液晶パネル、ラベルプリンター、ヘッドマウントディスプレイ、PC等
デバイス精密機器事業	水晶振動子、水晶発振器、水晶センサー、CMOS LSI、ウオッチ、ウオッチムーブメント、金属粉末、表面処理加工等
センサー産業機器事業	水平多関節型ロボット、ICハンドラー、産業用インクジェット装置、センシングシステム機器等

3. 有形固定資産の減価償却方法の変更

(会計方針の変更等)に記載のとおり、当社および国内連結子会社の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法は、定率法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

なお、これによるセグメント利益に対する影響額は軽微であります。

4. 有形固定資産の耐用年数の変更

(会計方針の変更等)に記載のとおり、当社および国内連結子会社は一部の有形固定資産の耐用年数を当第1四半期連結会計期間より変更しております。

なお、これによるセグメント利益に対する影響額は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	192円67銭	0円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	34,467	125
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	34,467	125
普通株式の期中平均株式数(千株)	178,892	178,892

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

重要な訴訟事件等

1．液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑

当社および関係する連結子会社は、液晶ディスプレイの価格カルテル嫌疑に基づき、米国等において複数の取引先などから民事訴訟を提起されております。

また、欧州委員会そのほかの競争法関係当局による調査を受けております。

2．インクジェットプリンターの著作権料に関する民事訴訟

当社の連結子会社であるEpson Deutschland GmbHは、ドイツにおける著作権料徴収団体であるVerwertungsgesellschaft Wortよりシングルファンクションプリンターの著作権料の支払を求める民事訴訟を提起されております。原告は、連邦最高裁判所における原告側の請求が棄却された判決を不服として憲法裁判所に上訴してはりましたが、憲法裁判所は、連邦最高裁判所の判決がドイツ連邦憲法第14条に定める権利を侵害していると判断し、連邦最高裁判所の判決を破棄するとともに、審理を連邦最高裁判所に差し戻す、という判断を平成22年12月に下してあります。その後、平成23年7月に連邦最高裁判所は、本件を欧州司法裁判所に付託する手続をとり、平成24年10月から審理が開始されましたが、平成25年6月に欧州司法裁判所は、EU加盟国がプリンターやPCの製造業者に対して著作権料を課すことを認める旨の判断を示しました。今後、ドイツの裁判所において再度審理が行われる予定です。

また、当社の連結子会社であるEpson Europe B.V.（以下「EEB」という。）は、平成22年6月にベルギーにおける著作権料徴収団体であるLa SCRL REPROBELに対して、マルチファンクションプリンターに関する著作権料の返還などを求める民事訴訟を提起しました。その後、La SCRL REPROBELがEEBを提訴したことにより、これら二つの訴訟は併合され、かかる訴訟の第1審ではEEBの主張を棄却する判決がなされましたが、EEBは、これを不服として上訴する方針です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月8日

セイコーエプソン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 秀俊 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山元 清二 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 隆浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセイコーエプソン株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セイコーエプソン株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。